

## 白石地区の地域応援のための備品貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、白石地区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）が所有する備品を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (備品の種類)

第2条 貸し出しを行う備品は、別表1のとおりとする。

### (貸出対象者等)

第3条 備品は、白石地区の地域振興や福祉、教育、安心安全等を目的に事業を行おうとする団体に貸し出すものとする。

2 次のいずれかに該当する事業については、貸し出しを行わない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 特定の教派、宗教もしくは教団を支援する事業
- (4) その他、公益を害するおそれがあると認められる事業

### (申請および貸出承認)

第4条 備品の借り受けを希望する団体は、原則として借受日の前日までに事務局に事前予約を行い、その後備品貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に所定の事項を記載して会長に提出しなければならない。

### (貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、会長が必要と認める場合はその限りではない。

### (使用料)

第6条 備品の使用料は無料とする。

### (管理責任等)

第7条 借受者は、備品の貸し出しについて、事務局の指示に従うものとし、備品を善良に管理するものとする。

2 借受者は、申請時の目的以外に使用し、または転貸してはならない。

3 借受者は、使用が終わり次第、速やかに、貸出時の現状に復したのち返却するものとする。

(損害賠償)

第8条 借受者が、自己の責任により備品を毀損または故障させた場合は、借受者は責任をもって弁償または修繕を行うものとする。

(免責事項)

第9条 貸し出した備品の使用に関連して生じた責任、負担、損害および損失について、協議会は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年 8月22日から施行する。

別表1（第2条関連）

貸出品目	1	車イス	3台
	2	正座イス	5台

様式第1号（第4条関連）

平成 年 月 日

白石地区地域づくり協議会 会長殿

団 体 名 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 〒 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_ (自宅・携帯)

白石地区の地域応援のための備品貸出申請書

下記のとおり、備品の貸し出しをお願いします。

事業名	
貸出期間	平成 年 月 日 ( ) から 平成 年 月 日 ( ) まで
目的	
貸出品目	

事務局記入欄	貸出品目：
--------	-------